

政令 第三百十一号

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令（平成二十三年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表市町村の議会の議員又は長の選挙の項中

「

岩手県のうち 陸前高田市 釜石市 下閉伊郡のうち 山田町 宮城県のうち 塩竈市 多賀城市 宮城郡のうち松島町、七ヶ浜町及び利府町 黒川郡のうち 大郷町、富谷町及び大衡村	平成二十三年九月十一日	を
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---

」

「

岩手県のうち 陸前高田市 釜石市 下閉伊郡のうち山田町 宮城県のうち 塩竈市 多賀城市 宮城郡のうち松島町、七ヶ浜町及び利府町 黒川郡のうち大郷町、富谷町及び大衡村	平成二十三年九月十一日	に改め、
宮城県のうち 名取市 亙理郡のうち亙理町及び山元町 牡鹿郡のうち女川町	平成二十三年十一月十三日	
福島県のうち 相馬市 伊達郡のうち川俣町 双葉郡のうち広野町、川内村、大熊町、双葉町及び#尾村 相馬郡のうち新地町	平成二十三年十一月二十日	

」

同表県の議会の議員又は長の選挙の項中

岩手県	平成二十三年九月十一日	を
岩手県	平成二十三年九月十一日	
宮城県	平成二十三年十一月十三日	に改める。
福島県	平成二十三年十一月二十日	

附 則  
この政令は、公布の日から施行する。